

<訂正とお詫び>

法律時報 2015 年 8 月号（87 卷 9 号）について、蟻川恒正先生ご執筆論文「日本国憲法における「国家」と「人間」——「個人の尊厳」と 9 条」の掲載内容に誤りがありました。下記の通り訂正し、お詫びいたします。

法律時報編集部

6 頁右段

（誤）〔掲載内容〕

広中は、戦争は「人間の尊厳に対する明白な侵害」を内容とするものであから「戦争の放棄」を定めた憲法 9 条を改正してはならない、と立論するのである。

↓

（正）〔下線が訂正部分〕

広中は、戦争は「人間の尊厳に対する明白な侵害」を内容とするものであるから「戦争の放棄」を定めた憲法 9 条を改正してはならない、と立論するのである。

10 頁右段

（誤）〔掲載内容〕

議論の余地があるとすれば、良心的兵役拒否という国家制度が「個人の尊厳」の尊重を謳っているがために、良心的兵役拒否者の反戦活動までは当該国家制度、したがって、当該国家が観念するが故に良心的兵役拒否者の反戦活動は「個人の尊厳」の守備範囲を超えるという理解を広中が採用している可能性はたしてあるかどうかであろう。

この点に関していうならば、広中は、「良心的兵役拒否者は自分と同じ国民が敵国の人間を殺すという状態を漫然と眺めつつ自己の個人としての尊厳が傷つかないことに満足していればよい」というのも奇妙な話であり、彼が真に自己の個人としての尊厳を確保しようと欲するなら兵役拒否とともに反戦活動もすべきだということになるであろう（そうでなければ彼は単なる兵役回避者・兵役嫌悪者なのではなかろうか）」と述べているのであるから、反戦活動までしてはじめて良心的兵役拒否者の「個人の尊厳」は守られると広中が解しているのは明らかであろうことは間違いないものと思われる。

↓

(正) [下線が訂正部分]

議論の余地があるとすれば、良心的兵役拒否という国家制度が「個人の尊厳」の尊重を謳っているがために、良心的兵役拒否者の反戦活動までは当該国家制度、したがって、当該国家が観念する「個人の尊厳」の守備範囲を超えるが故に良心的兵役拒否者の反戦活動は「個人の尊厳」の守備範囲を超えるという理解を広中が採用している可能性はたしてあるかどうかであろう。

この点に関していうならば、広中は、「良心的兵役拒否者は自分と同じ国民が敵国の人間を殺すという状態を漫然と眺めつつ自己の個人としての尊厳が傷つかないことに満足していればよいというのも奇妙な話であり、彼が真に自己の個人としての尊厳を確保しようと欲するなら兵役拒否とともに反戦活動もすべきだということになるであろう（そうでなければ彼は単なる兵役回避者・兵役嫌悪者なのではなかろうか）」と述べているのであるから、反戦活動までしてはじめて良心的兵役拒否者の「個人の尊厳」は守られると広中が解していることは間違いないものと思われる。